

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

### 訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

三

## 規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十二の二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三(県事務所長の部)二十五の二の項第一号中「第八条の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「第八条第一項(法第十五条及び法第十九条において準用する場合を含む。)の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を含む。次号及び第五号において同じ。)」に改め、同項第七号中「第六条の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物事業場」を「第十条第二項又は第十一条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所」に、「届出」を「届出書の提出」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「第十八条第一項」を「第二十五条第一項(法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「事業者等」を「保管事業者等」に改め、「処分」の下に「(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を含む。)」を、「においてポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を含む。)」若しくは「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であること」の疑いのある物」を加え、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第十七条」を「第二十四条(法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「事業者等」を「保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であること」の疑いのある物を保

管する事業者その他の関係者（次号において単に「保管事業者等」という。）に改め、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を含む。」を加え、同号を同項第九号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「第十二条第二項の規定により」を「第十六条第二項（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

8 法第十八条第二項第二号の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を処分期間内に廃棄することが困難である旨の届出を受けること。

別表第三県事務所長の部二十五の二の項第一号の次に次の五号を加える。

2 法第十条第二項（法第十五条及び法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた旨の届出を受けること。

3 法第十条第三項第二号の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分期間内に処分することが困難である旨の届出を受けること。

4 法第十条第四項（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による変更の届出を受けること。

5 法第十一条（法第十五条及び法第十九条において準用する場合を含む。）の規定により、保管事業者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすること。

6 法第十二条第一項（法第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、保管事業者に対し、期限を定めて、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を含む。）の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第三県事務所長の部二十五の二の項に次の四号を加える。

12 省令第二十一条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所の変更の届出書の提出を受けること。

13 省令第二十六条第二項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲受けの届出書の提出を受けること。

14 省令第二十八条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所の変更の届出書の提出を受けること。

15 省令第三十六条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の譲受けの届出

書の提出を受けること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令第十五号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年八月一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三廃棄物対策課の表五の項部長専決事項の欄第一号中「第七条第一項の」を「第七条第一項に規定する」に、「決定」を「策定」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「部長専決事項」を「知事決裁事項である法第十三条第一項の規定による代執行及び部長専決事項」に改める。

別表第三岐阜地域環境室の表五の項部長専決事項の欄第一号中「第十六条第一項」を「第十二条第一項（法第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を含む。）」に改める。

別表第三商業・金融課の表八の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第十条第二項」を「第九条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年八月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十六号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二県事務所の表三十一の二の項所長決裁事項の欄第一号中「第十六条第一項」を「第十二条第一項（法第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を含む）」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年八月一日から施行する。

平成二十八年八月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社